

鉄道の魅力発信事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1 この要領は、鉄道の魅力発信事業委託業務公募型プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）第13の規定に基づき、当該要綱の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(プロポーザル参加希望者の公募)

第2 事務局長は、要綱第4に規定するプロポーザル参加希望者の公募に当たり、次の各号に掲げる事項を公示し、公募型プロポーザル方式実施説明書（以下「説明書」という。）を配布するものとする。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 要綱第5に規定する参加資格の要件に関する事項
- (3) 企画提案書及びヒアリングの内容に関する審査基準
- (4) 説明書の交付期間及び交付場所
- (5) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (6) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) その他必要と認める事項

(プロポーザルの参加申請)

第3 要綱第6第1項に規定する参加表明書は別記第1号様式のとおりとする。

2 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、前項で定める参加表明書に次の書類を添えて、事務局長に提出しなければならない。

- (1) 契約履行実績を確認できる資料
- (2) 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
- (3) 納税証明書
- (4) 次のア、イ及びウに掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面の写し（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
（納入通知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
（納入通知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
（保険関係成立届、領収済通知書、概算・確定保険料申告書（控）など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
- (5) コンソーシアムにあっては、前3号で定める書類のほかコンソーシアム協定書の写し
- (6) 法務局等に登記申請中の企業にあっては、登記申請の写し
(非参加理由の請求)

第4 要綱第8第2項において非参加要請者が事務局長に参加要請されなかった理由を求めるときは、書面によるものとする。

(企画提案書の提出要請)

第5 要綱第9第1項に規定する企画提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するもの

とする。

- (1) 業務の実施方針、手法及び提案
- (2) 審査基準におけるポイント
- (3) 業務処理計画（日程）
- (4) その他必要と認める事項

2 要綱第10第1項で規定する企画提案書及びヒアリングの内容に関する審査基準、その他必要な事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務担当者の経験及び能力
- (2) 業務の実施方針及び手法
- (3) 企画提案の内容
- (4) その他必要と認める内容
（審査結果に係る情報提供）

第6 事務局長は、要綱第10第2項で随意契約の相手方とされた特定者と契約を締結した後、当該企画提案書を成果品が納品される日まで閲覧に供するものとする。

（企画提案書の提出者が多数の場合の受託者の特定）

第7 要綱第11第1項において、企画提案書の提出が多数ある場合とは、10を超える企画提案書の提出がある場合とする。

（補則）

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月28日から施行する。